

平成25年 5月30日

平成25年第4回  
宮代町議会定例会議案書

| 議案番号   | 件名                                 | 頁  |
|--------|------------------------------------|----|
| 議案第30号 | 宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例について            | 1  |
| 議案第31号 | 宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について  | 5  |
| 議案第32号 | 宮代町消防団条例の一部を改正する条例について             | 7  |
| 議案第33号 | 平成25年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について         | 9  |
| 議案第34号 | 平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について   | 10 |
| 議案第35号 | 平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について     | 11 |
| 議案第36号 | 平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  | 12 |
| 議案第37号 | 平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  | 13 |
| 議案第38号 | 平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について | 14 |
| 議案第39号 | 平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について       | 15 |

議案第30号

宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例について  
宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

総務大臣からの要請に基づき職員給与の減額支給措置を実施するため、新たに宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第3条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員（給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員を含む。）に対する給料月額（当該職員が給与条例附則第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額（同条の規定による給料を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 職務の級が1級である職員 100分の1.07
- (2) 職務の級が2級である職員 100分の2.07
- (3) 職務の級が3級である職員 100分の3.07
- (4) 職務の級が4級である職員 100分の4.07
- (5) 職務の級が5級である職員 100分の5.07

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 給与条例第19条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額
  - ア 給与条例第19条第1項 前項及び前号に定める額
  - イ 給与条例第19条第2項又は第3項 前項及び第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 給与条例第19条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第15条第1項の規定に関わらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支

給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例第12条、第13条第2項及び第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第15条第2項の規定に関わらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た額で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項及び前項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から給与条例附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第3項第2号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）第23条の規定の適用については、同条中「同条例第15条」とあるのは、「宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年宮代町条例第号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第15条」とあるのは、「宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年宮代町条例第1号）第4条の規定の適用については、同条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは、「給料及び地域手当の額（これらの給与のうち、宮代町職員の給与の臨時特例に関する条例第2条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）並びに扶養手当、住居手当及び期末手当」とする。

（端数計算）

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年宮代町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「又は武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第32号

宮代町消防団条例の一部を改正する条例について  
宮代町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

消防団員の資格要件の拡充を図るため、宮代町消防団条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町消防団条例の一部を改正する条例

宮代町消防団条例（平成23年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「居住する」を「居住し、又は勤務する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

平成25年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。  
平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済負担金率の改定、職員給与の減額支給措置に係る人件費補正のほか、国庫及び県補助事業の採択、実施等に伴い、平成25年度宮代町一般会計予算に1億3,217万7,000円を追加し、総額を88億827万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、平成25年度宮代町国民健康保険特別会計予算から1,219万7,000円を減額し、総額を40億9,642万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、平成25年度宮代町介護保険特別会計予算から519万8,000円を減額し、総額を22億9,111万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第36号

平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、  
平成25年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から64万7,000円を減額し、  
総額を3億6,992万9,000円とすることについて、地方自治法第218条  
第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、平成25年度宮代町公共下水道事業特別会計予算から1,159万円を減額し、総額を8億8,152万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第38号

平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、平成25年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に121万7,000円を追加し、総額を5,126万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。



議案第39号

平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について  
平成25年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。  
平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動、共済負担金及び退職手当負担金率の改定並びに職員給与の減額支給措置により、平成25年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を327万2,000円減額し、総額を6億4,663万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。